

群空住協第24号
平成25年12月16日

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会会員様
公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部会員様
公益社団法人日本賃貸住宅管理協会群馬県支部会員様
一般社団法人群馬県建築士事務所協会会員様
一般社団法人群馬県建設業協会会員様
社団法人群馬県木造住宅産業協会会員様
一般社団法人移住・住みかえ支援機構様

群馬県空き家活用・住みかえ支援協議会
会長 佐藤 義則
(群馬県県土整備部建築住宅課長)



「一戸建て空き家活用モデル策定事業」に係る空き家活用事例の情報提供について（依頼）

平素より群馬県住宅行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、当協議会では国土交通省「平成25年度空き家管理等基盤強化推進事業」へ応募し、補助金の交付決定を受けました。本事業では空き家の相談体制の整備、相談に必要となる基礎情報調査、空き家の所有者への情報提供に資する資料の作成等の事業を実施します。

この内、空き家の所有者への情報提供に資する資料の作成では、一戸建て空き家を改修し、賃貸等で活用する事業モデルを掲載したパンフレットを作成、県民・不動産事業者・リフォーム事業者等に配布し、一戸建て空き家の市場化の促進を図ります。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、一戸建て空き家を改修し、専用住宅として賃貸又は売却した事例をお持ちの場合、情報提供について下記の要領でご協力いただきますようお願いいたします。

なお、情報提供いただいた事例が採用された場合（計3点採用予定）は、情報提供いただいた会員様に資料収集等についてご協力いただくこととなりますが、採用された住宅の資料収集等に要した人件費相当の金額をお支払いする予定です。ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡ください。

また、本依頼の詳細は、居住支援協議会ホームページ <http://g-anshin.net/> に掲載しています。

記

- 1 情報提供いただきたい空き家活用事例の条件（下記(1)～(8)すべてに該当するもの）
 - (1) 一戸建て空き家を改修し、一戸建て専用住宅として賃貸または売却したもの
 - (2) 築年数概ね15年以上であること
 - (3) 概ね3年以内に改修し、賃貸又は売却したもの
 - (4) 違反建築物でないこと
 - (5) 群馬県内に存すること
 - (6) 建築年が昭和56年以前の場合は、耐震診断がされており、必要に応じて耐震改修工事が実施されていること。
 - (7) 現地調査、パンフレット掲載等について家主及び入居者の了解が得られること（家主及び入居者の了解については別途当協議会が説明の上了解を得ますので、今回の情報提供時点では必要ありません。）
 - (8) 採用された場合、情報提供者が現地調査、資料収集、家主等との連絡調整等について協力できること（調査等の協力に要した人件費相当の金額は、補助対象経費内かつ予算内で当協議会が負担します。）
- 2 情報提供いただきたい資料（(1)～(3)は必須、(4)は任意）
 - (1) 別紙1（エントリーシート2）
 - (2) 案内図（住宅地図等。住所を記載）
 - (3) 住宅の改修前後の写真（外観、内観等）
 - (4) 改修前後の平面図
- 3 提出先及び提出期限（情報をお持ちでない場合は、提出不要です。）
 - (1) 提出先 群馬県建築住宅課 藤井あて Email fuji-ken@pref.gunma.lg.jp
 - (2) 提出方法 電子メールに上記2の資料を添付して送付（上限4MB）
 - (3) 提出期日 平成25年12月27日（金）

担当：群馬県県土整備部建築住宅課
住宅政策室住宅政策係 藤井
TEL 027-226-3717
Email fuji-ken@pref.gunma.lg.jp